

# 学院の概要

## 1. 設置及び目的

児童自立支援施設は、児童福祉法第44条において「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」により設置されている厚生労働省所管の児童福祉施設である。(全国に58カ所(国立2、公立54、私立2))

国立武蔵野学院は、厚生労働省組織令第135条による国立児童自立支援施設として設置されており、第145条において

「特に専門的な指導を要する子どもを入所させて、その自立支援を行うこと、あわせて全国の児童自立支援施設の向上に寄与するための事業を行うこと」と規定されている。

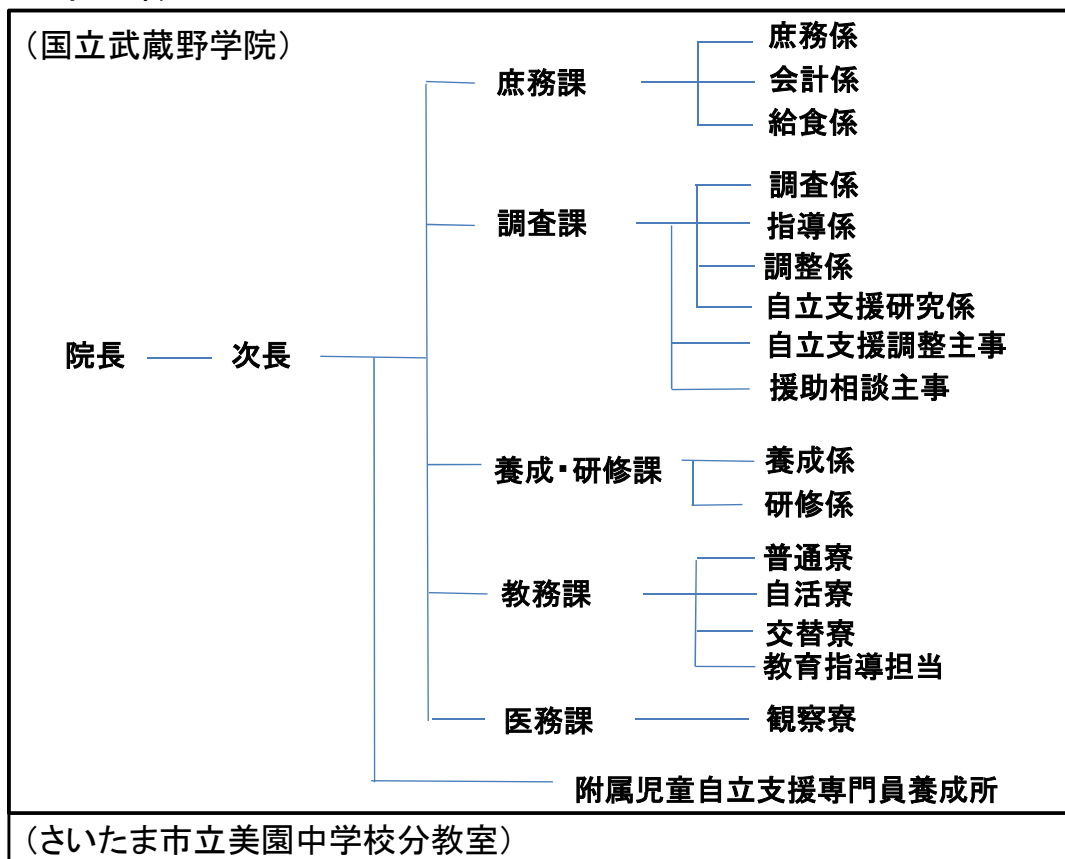
## 2. 沿革

- |                |   |
|----------------|---|
| 明治33年(1900) 3月 | 感化法公布   |
| 大正 6年(1917) 8月 | 国立感化院令公布  |
| 大正 8年(1919) 3月 | <u>開院(国立感化院)</u>  |
| 昭和 9年(1934)10月 | 少年教護法施行に伴い、国立少年教護院となる。  |
| 昭和22年(1947) 8月 | 国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所併設  |
| 昭和23年(1948) 1月 | 児童福祉法施行に伴い、「国立教護院」となる。  |
| 平成10年(1998) 4月 | 児童福祉法改正に伴い、「国立児童自立支援施設」となるとともに、「国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所」に名称変更となる。 |
| 平成18年(2006) 4月 | さいたま市立美園中学校分教室の設置   |
| 平成30年(2018) 3月 | 開院99周年を迎える。   |

### 3. 基本理念

- (1) いのちを尊び、より健康的でゆたかな自己の実現にむけて、自己を高めていける人間になるよう共に育むこと
- (2) 創造的な問題解決ができ、自立した社会人として、健全な社会生活を営む人間になるよう共に育むこと
- (3) 自然、社会、人間などあらゆるものと調和がとれた共生ができる人間になるよう共に育むこと

### 4. 組織



## 5. 所在地

〒336-0963

埼玉県さいたま市緑区大字大門1030番地

TEL (048)878-1260

FAX (048)878-1244

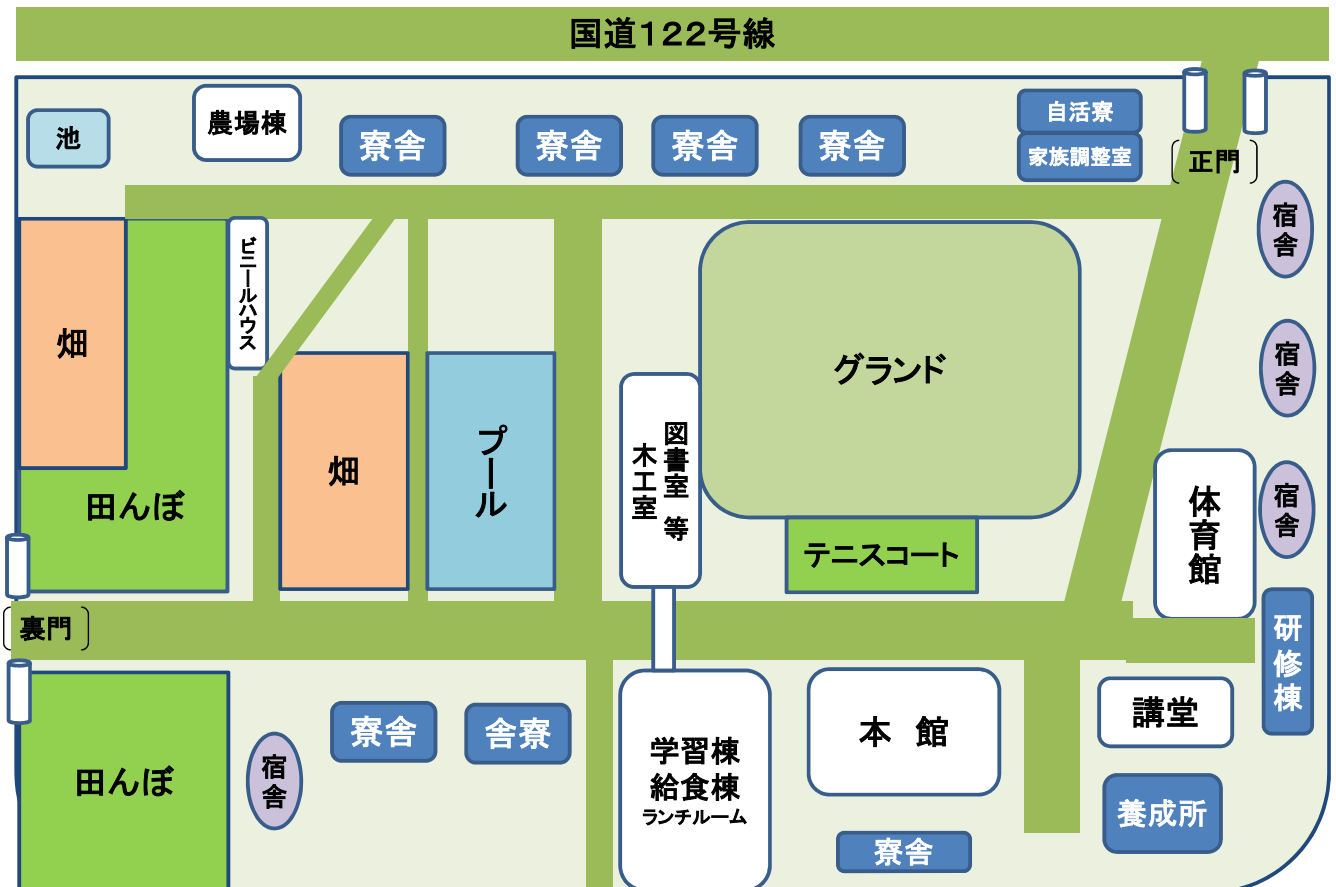
交通 武蔵野線(JR)、埼玉高速鉄道(地下鉄) 東川口駅下車、  
タクシー約10分、徒歩約20分

お車の場合は、国道122号線の下り車線からしか入れません。

## 6. 施設・設備

敷地	112,007㎡ (33,942坪)
建物	13,865㎡ ( 4,202坪)
耕地	14,438㎡ ( 4,375坪)
運動場	13,072㎡ ( 3,961坪)
プール	1,354㎡ ( 410坪)

## 7. 学院配置図



# 8. 生活指導等の内容

## 1. 生活指導

夫婦である職員が、寮舎において少人数の児童と起居を共にしながら、家庭的な雰囲気のもと実生活の各場面を通じて日常的な生活の中の快適さを体得させ、健全な社会生活を送るために必要な人格の形成、対人関係のつくり方、一般常識や基本的な生活習慣等を習得させる。

## 2. 作業指導

院内の環境整備、農場作業(畑、田んぼ)、寮作業がある。  
学院内の活動場所を寮単位で分担し、年間計画をもとに行われる。

## 3. 職業指導

中卒児童を対象として、院内実習・院外実習を行っている。

### ア 院内実習

(ア) 教養学習(自立生活、社会手続き、職業全般、時事問題等についての学習や見学)

(イ) 院内実習(木工作业、給食棟実習)

(ウ) 資格取得等(漢字検定、介護職員初任者研修、建築CAD検定)

### イ 院外教育

(パソコンによる製図)

(ア) 職場体験学習

(イ) ボランティア活動(高齢者施設活動)

(ウ) 地域交流(地域バザーへの参加等)

# 日 課

7:00	起床
7:30	清掃・朝食
8:30	ラジオ体操(マラソン)
	学校教育 等
12:05	帰寮・昼食 (毎週1回程度、ランチルームで合同昼食)
13:30	学校教育等(作業・部活動等)
15:55	レクリエーション (テニス・卓球・バドミントン・水泳・マラソン等)
17:00	清掃・夕食
18:00	自習・入浴・夜食・自由時間等
21:00	就寝準備
22:00	消灯

1校時(寮学習)	8:40~9:25
朝SHR	9:30~9:35
2校時	9:35~10:20
3校時	10:25~11:10
4校時	11:15~12:00
帰りSHR・日直仕事	12:00~12:05
昼食 等	12:05~13:25
5校時	13:30~14:15
6校時	14:20~15:05
帰りSHR・日直仕事	15:05~15:10
清掃 等	15:10~15:30

### 部活動

#### 1. 運動部

- (1) 野球部 4月~8月、1月~3月
- (2) 水泳部 5月~8月
- (3) 卓球部 6月~12月
- (4) マラソン部 10月~3月
- (5) テニス部 12月~3月

#### 2. 文化部

- (1) 文化祭 9月~11月
- (2) 軽音楽部 休止
- (3) 補習部 10月~3月

# 9. 学習指導

1. 学齢児童に対しては、平成18年度より、さいたま市立美園中学校分教室が設置され、分教室教員と学院職員による「チームティーティング(T2)方式」で指導を行っている。
2. 中学校卒業児童に対しては、学院職員による学習・就職準備指導の他、希望者には「高等学校通信制」「高校卒業程度認定試験」や「介護職員初任者研修」、「CAD」等の資格取得の支援を行っている。

## (1)学級編制

- ・学齢児童は、中1・中2複式クラスが1クラス、中3クラスが1クラスである。
- ・中卒児童は、通信グループ(進学)と総合グループ(就職)である。

## (2)グループ編成【学齢児:A・B・C・Dグループ/中卒児:中卒グループ(通信・総合)】

- ・新入生は学年に関わらず「Dグループ」とし、習熟度、定期テストの結果及び授業や生活の様子をもとに、年6回の「グループ編成会議」でグループ進級が決まる。なお、中卒児童は、児童の進路希望等をもとに通信グループ(進学)か、総合グループ(就職)を決める。

対象児童	学齢児童	中卒児童
指導者	分教室教員、学院職員	学院職員
クラス	中1・中2クラス 中3クラス	中卒クラス
グループ	Aグループ Bグループ Cグループ Dグループ(新入生クラス)	通信グループ(進学) 総合グループ(就職)

## 時間割り(平成30年度)

		月				火				水						木				金						
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	
中学卒業生	通信高校	生物	現社	高卒認定(世界史)	寮学習	国語	数学	高卒認定(国語)	寮学習	高卒認定(理科)	教養	総合学習					CAD	家庭	英語	寮学習	グループワーク	高卒認定(日本史)	CAD			
	総合	職業				職業												木工								
学齢児童・生徒	A	国語	数学	英語	美術	理科	社会	英語	寮学習	技家	数学	英語					寮学習	理科	社会	国語	数学	音楽	国語	社会	理科	
	B A週	理科	国語	社会	寮学習	美術	英語	国語	寮学習	理科	技家	数学	国語	英語	寮学習	数学	英語	社会	音楽	理科	社会	数学	国語	英語		
	B B週	理科	英語	数学	寮学習	美術	国語	社会	寮学習	社会	技家	国語	英語	理科	寮学習	英語	理科	数学	音楽	社会	社会	数学	国語	英語	理科	
	C	数学	英語	国語	寮学習	英語	美術	理科	寮学習	社会	理科	技家					数学	社会	数学	音楽	寮学習	社会	理科	音楽	数学	国語
	D	社会	理科	数学	寮学習	数学	国語	美術	寮学習	英語	国語	社会					寮学習	英語	理科	技術	寮学習	音楽	国語	社会	理科	数学

※ 月～木曜日は、午前からの授業だが、金曜日は、午後に授業がある。Bクラスは水曜の午後に授業がある。  
 ※ 夏休みが1週間遅く始まり、1週間早く終わる。夏休み期間中に「特別授業」や適時「SST講座」等を実施する。  
 ※ 毎週月曜日の1時間目は講堂集会がある。

# 10.行事

院内の生活全体に活力とリズムを与え、その実施を通して、児童の情操の育成、情緒の安定を図り、自主性と積極性を養う。

(1) 生活的行事(余暇指導的行事、旅行(遠足)、宿泊的行事、寮行事)

(2) 学習的行事(儀式的行事、学習行事、学芸的行事、体育的行事、保健・衛生的行事、施設間交流行事)

(3) 作業的行事(勤労・生産的行事)

4月	着任式、入学を祝う式、1学期始業式、ソフトボール大会、糺まき、通信制高校入学式、バドミントン大会、附属児童自立支援専門員養成所入所式
5月	釣り大会、バーベキュー、プール大掃除、潮干狩り、中間テスト、春の演芸会(学術発表会)、プール開き
6月	田植え、体力診断テスト、さなぶり餅、第1回漢字能力検定(漢字コンクール)、歯科検診、関東少年野球大会
7月	期末テスト、卓球大会、ディキャンプ、水泳記録会、1学期終業式、氷水会、夏の特別講習、公開授業、応急手当講習会
8月	夏の特別講習、氷水会、納涼会、水泳記録会、関東少年水泳大会、全日本少年野球大会、2学期始業式、水泳大会
9月	テニス大会、美術創作活動(陶芸教室)、実力テスト、稲刈り
10月	運動会、中間テスト、体力テスト、第2回漢字能力検定(漢字コンクール)、校外学習、バドミントン大会、サッカー教室、ミニサッカー大会
11月	実力テスト、関東少年文化祭、刈り上げ餅、卓球大会、附属児童自立支援専門員養成所入所試験、高卒認定試験
12月	関東少年卓球大会、期末テスト、2学期終業式、クリスマス園遊会・演芸会、餅つき
1月	年賀式、将棋・オセロ大会、3学期始業式、サッカー大会、練習スキー、中間テスト、駅伝大会、第3回漢字能力検定(漢字コンクール)
2月	練習スキー、マラソン大会、スキー旅行
3月	テニス大会、学期末テスト、卒業証書伝達式、創立記念日、修了式、離任式、附属児童自立支援専門員養成所卒業式

# 11.子どもの権利擁護

入所している子どもたちの権利擁護の確保や推進を図るために、学院では以下のことを行っている。

## 主な取組

1. 入所時に子どもの権利ノート「学院のしおり」を配付し説明
2. 苦情解決のしくみを説明
3. 意見箱(院内8カ所に常設)の投函への回答
4. 学院生活アンケート(毎月実施)
5. 第三者委員立ち会いのアンケート(年2回実施)
6. 第三者委員等による子どもの面接(随時)
7. 「子どもの権利擁護委員会」を年2回開催し、入所している子どもたちの生活や権利擁護等に関する意見や助言をもらい改善を行う

# みなさんの権利を守るために ー苦情解決のしくみー

こま 困ったり、イヤな気持ちになって、意見や苦情のある人

にちじょうせいかつ  
日常生活のこと

がくしゅう、ぶかつどう  
学習、部活動のこと

いじめ  
なやみ  
たいばつ

からだを  
さわられる

た  
その他

## ① 意見箱 (8か所)

- |   |                                      |   |                            |
|---|--------------------------------------|---|----------------------------|
| がくしゅうとう1かい<br>学習棟1階<br>給食室前<br>きゅうしょくしつまえ | がくしゅうとう2かい<br>学習棟2階<br>階段横<br>かいでんよこ | がくしゅうとう2かい<br>学習棟2階<br>廊下中央<br>ろうかちゅうおう | がくしゅうとう2かい<br>学習棟2階<br>トイレ |
| たいいくかん<br>体育館<br>トイレ                      | こうたいりょう1りょう<br>交代室1寮                 | こうたいりょう4りょう<br>交代室4寮                    | かんさつりょう<br>観察寮             |

げんそく しゅう 1かい(もくようび) しよむかちよう・ちようさかちよう かいしゅう  
原則週1回(木曜日)に庶務課長・調査課長が回収

## ② アンケート

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| つき1かい<br>月1回<br>せいかつ<br>生活アンケート | ねん2かい<br>年2回<br>がくいんせいかつ<br>学院生活<br>アンケート<br>だいさんしゃいじん<br>第三者委員<br>立ち会い<br>たちあい |
|---------------------------------|---|

ちようさかちよう かいしゅう  
調査課長が回収

## ③ 苦情受付担当者

つけたんとうしゃ  
しよむかちよう  
庶務課長  
ちようさかちよう  
調査課長  
きようむかちよう  
教務課長

## ④ 第三者委員

えびはら  
海老原さん  
おおたけ  
大竹さん  
ふなざき  
船崎さん  
みやざき  
宮崎さん  
なかな  
仲矢さん

かんぶかいぎ (いんちようせんせいふくむ) たいおう はなしあ  
幹部会議(院長先生含む)で対応について話し合い

こうどうしゅうかい かいどう  
講堂集会で回答

しんぶん かいどう  
むさしの新聞で回答

こべつ かいどう  
個別に回答

※本紙を児童に 配布して説明

## 12. 地域交流

学院の児童自立支援事業に対する地域住民等の理解を深めてもらうと共に、学院内の施設を地域の関係機関等に開放すること等を通じて地域連帯を強めていくことに努めている。

### 主な活動

1. 学院行事(運動会、園遊会・演芸会等)の参加・交流
2. 子育て支援等に関する講演会や研修会等の実施
3. 地域の「ふれあいまつり」へのボランティア参加
4. 公民館活動への参加(子どもの作品の出展・展示)
5. 職場体験実習及び職場ボランティア活動・アルバイト
6. 「地域連絡協議会」の主催(情報共有や意見交換等)
7. 保育園児のいも掘り会や高齢者施設の散策等
8. 地域の関係機関等への施設開放(グラウンド等)

# 13. 合同学習会

各施設の現状や取り組み、課題等について情報共有し、支援技術等専門性の向上を目指すことを目的に、依頼のあったテーマにより学院職員が全国の児童自立支援施設に出向き、共に学びあい、意見交換等を行う。

※ 平成24年度より実施

## 主なテーマ

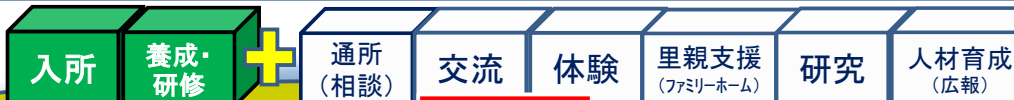
1. 児童の権利擁護の推進
2. 自立支援計画の策定
3. 発達障害等を有する子どもへの支援
4. 生活指導、作業指導から子どもの育ちを考える
5. 事例検討(性的問題を抱える児童への支援等)
6. 個別指導と集団指導のあり方
7. 被措置児童等虐待の対応

# 14. 国立武蔵野学院グランドデザイン(案)／創立100周年

## 概要

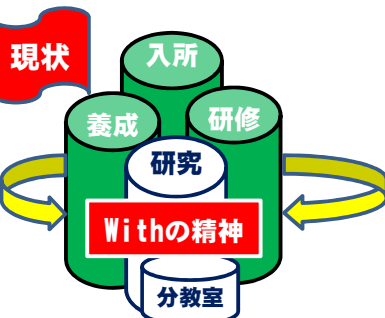
- 本学院が非行臨床をベースに長年実践してきた「入所機能」と「養成研修機能」に加え、本学院のハード・ソフト両面を最大限に活用した「通所」「相談」「交流」「里親(ファミリーホーム)支援」等をモデル事業として検討し、新たに『武蔵野わくわく塾(仮称)』を試行
- 本事業の成果等を全国の児童自立支援施設等に紹介することにより、国立施設として自立支援の向上に寄与すると共に、社会的養護の子どもを作らない活動の一環となる取組とする。

## 将来像

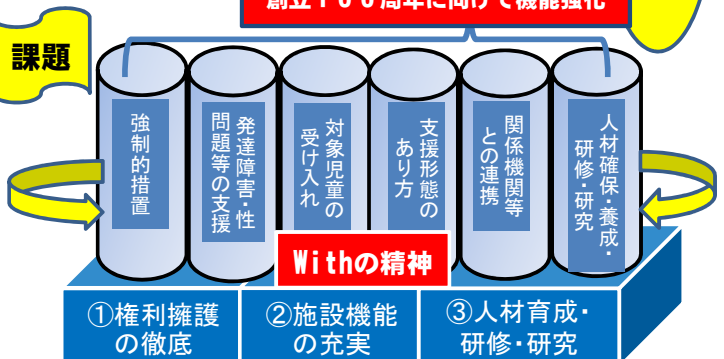


通所・地域交流モデル事業「武蔵野わくわく塾(仮称)」  
社会的養護の子どもたちを作らないためのモデル事業を全国の児童自立支援施設に展開

「新ビジョン」  
とも連携



- ①入所機能(多様化・複雑化)
- ②養成・研修機能
- ③研究



「これからの国立児童自立支援施設のあり方検討会」報告書(27年9月)



# 15. 附属児童自立支援専門員養成所

## 養成部

(1) 名称 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所(昭和22年創設)

(2) 機能と目的

児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条)と、その他社会福祉に従事する 職員の養成を行う。

(3) 概要等

・定員 25名

・現員 (平成30年度:第72期生) 11名(男6名、女5名)

・資格 児童自立支援専門員、児童福祉司、児童指導員、社会福祉主事

・期間 1年(4月より翌年3月)

・科目 講義科目 35単位 540時間  
(社会福祉概論、児童自立支援論、心理学、教育学、犯罪学等)

演習科目 6単位 180時間  
(社会福祉援助技術演習、購読演習等)

実習科目 18単位 810時間  
(児童寮舎実習、施設見学、院外施設実習等)

合計 59単位 1,530時間

卒業生累計(平成29年度末現在) 1,084名

# 16. 研修計画(平成30年度)

## 児童自立支援施設職員研修

新任施設長研修(前後期とも必修)	新任施設長として児童自立支援施設運営上必要な知識と技術を学ぶ要件研修
スーパーバイザー研修	児童自立支援施設の機能充実のために必要なケアマネジメント・スーパービジョンを学ぶ研修
中堅職員研修Ⅰ「発達に課題をかかえる子どもの理解と支援」	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修
中堅職員研修Ⅱ「性加害の理解と支援」	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修
中堅職員研修Ⅲ「性被害の理解と支援」	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修
中堅職員短期実習コース	実習を通して具体的な支援の方法を学ぶスキルアップ研修
新任職員研修	新任職員として児童自立支援施設における基本的な知識と技術を学ぶ基礎研修(講義と演習)
新任職員研修 短期実習コース	基本的な子どもの理解と支援の方法を学ぶ基礎実習(講義と寮舎実習を組み合わせたコース)
新任職員研修 長期実習コース	児童自立支援施設の機能をより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎研修(寮舎実習中心)

## 児童相談所職員等研修

児童相談所一時保護所指導者	指導者として必要な知識や支援技術を学ぶ研修
フォスタリング機関職員研修	里親委託の推進や里親支援等について学ぶ研修

## 指導者養成研修

「子どもの権利擁護と日々の養育」	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成する研修
「家族支援とソーシャルワーク」	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成する研修
「子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応」	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成する研修

# 17.社会的養護における育ち・育てを考える研究会

社会的養護の現状を踏まえ、子どもの健全な発達にとっての最善の利益をめざし、一人ひとりの子どものつながりのあるその子どもらしい育ちを保障していくためには、

- ① 関係機関等が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ② 適切な連携・協働の下で対応していくことが重要

そのため…

※ 平成22年度より実施

①ケアの質の向上のために具体的なケアの内容や方法などについての検討を行い、研究成果を上げて**子どもの権利擁護を図ること**

②その成果を研修会などで活用することで、**職員の資質の向上を図ること**を目的に本研究会を設置し、国立武蔵野学院が事務局を担うこととした。

なお、ケアの中身について研究することを目的にしており、制度的な研究は行わない。

